

商品名等 (電気用品名等)	連打回数を競う遊技器具
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 当該製品は、アミューズメント施設向けの遊技器具(有料)で、遊戯者が操作部のボタンを連打し、規定時間内の連打回数を競うことを目的としている。プリンタを内蔵しており、遊戯結果が印字されて遊戯者に提供される。</p> <p>構造、仕様、意匠 当該製品には電源部、制御基板、プリンタ、スピーカー、VFD(注)、LED表示ディスプレイ、LEDランプが内蔵されている。プリンタは電動機で駆動されるが他に電動機は無く、CRTは使用されていない。</p> <p>寸法(mm) : 600(W) × 400(D) × 1400(H) 重量 : 40Kg 定格 : AC100V、50/60Hz、25W</p> <p>(注) : Vacuum Fluorescent Display(蛍光表示管)</p> <p>主な使用者、販売先 一般消費者、アミューズメント施設等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 当該製品はブラウン管が使用されていないことから、「電子応用遊技器具」に該当しない。また、電動機がプリンタに使用されているが、直接遊戯に係わらないことから、電動応用機械器具の「電気遊戯盤」に該当しない。また、有料で遊戯を行ってその結果をプリンタに印字して提供するものであり、「自動販売機」に該当しない。その他に該当する機能又は用途のものが電気用品として指定されていないことから、電気用品安全法上は非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	